

審議案件に関する概要

令和4年9月20日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項 [新設]
届出日	令和4年2月24日
担当部署	北海道根室振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹	札幌市東区北八条東四丁目1番20号

2 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) サツドラ中標津町東18条店 標津郡中標津町東18条南8丁目1の内、3、 東19条南8丁目1-1、2-1	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹 札幌市東区北八条東四丁目1番20号	
(3) 届出日	令和4年2月24日	
(4) 店舗面積の合計	1,506m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	58台
	駐輪場の収容台数	10台
	荷さばき施設の面積	80m ²
	廃棄物保管施設の容量	26m ³
(6) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻	午前7時00分～翌午前0時00分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分～翌午前0時30分
	駐車場の出入口数	出入口4箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 58台 (設置台数 58台)
	従業員駐車場等の整備	10台
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	・平面自走式10台分設置 ・自動二輪での来客は少ないと考えられるが、来客駐車場で対応可能
	来客車両等の入出庫方法	・屋外に平面自走式、誘導員等無し
	搬入車両等の誘導	・1日当たり最大8台来場とし、処理能力は1台当たり10～20分程度であるため、十分な規模を確保
	歩行者の安全対策	・出入口は見通しの良い位置に設け、ドライバーの視距を確保 ・出入口に一旦停止等の路面標示、看板設置 ・場内での低速走行を促す看板の設置
	交通整理員の配置	・オープン時及びセール時など混雑が予想される日に2名配置。配置場所は混雑状況等により臨機応変に対応
	除排雪による堆積方法	・除排雪の堆積場所として、別途9台分の駐車スペースを駐車場内に確保 ・降雪状況に応じた排雪を行い、駐車場の十分な確保に努める

(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		地点1	55dB	40dB	○
		地点2		43dB	○
		地点3		54dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価
		地点1	45dB	34dB	○
		地点2		36dB	○
		地点3		43dB	○
	敷地境界における夜間の騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	規制基準	予測結果	評価
		a1	40dB	54dB	※
		a2		44dB	※
		a3		51dB	※
		a4		35dB	○
		a5		35dB	○
		a6		26dB	○
		a7		26dB	○
		a8		39dB	○
		c1	50dB	70dB	※
		c2		70dB	※
		d1		66dB	※
		d2		65dB	※
住居壁際等における夜間の騒音レベル最大値の予測結果		A1' (a1~a3)	50dB	32dB	○
	a4	—		—	
	a5	—		—	
	a6	—		—	
	a7	—		—	
	a8	—		—	
	c1'	46dB		○	
	c2'	37dB		○	
	d1'	46dB		○	
	d2'	38dB		○	

	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗職員や取引先行社に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング停止等を行わないよう指導 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常時の除排雪作業は夜間（午後10時～午前6時まで）には行わない
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な搬入を行うことにより搬入台数を減少させ、騒音の軽減に配慮 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置することで騒音の軽減に配慮
	青少年等の蜻集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は、駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、青少年の蜻集による騒音防止対策を講じる
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させる恐れがある場合等についても適切な対応策を講じる ・住民からの苦情が発生した場合は迅速に対応
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 7.0m ³ ≤ 設置容量 25.7 m ³
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設は建物内に設置し、廃棄物の飛散を防止
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る ・法や条例に基づき適切な運搬・処理を実施
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙、段ボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する ・ビン、カン、ペットボトルの分別をし、リサイクル資源化に配慮する
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・在庫管理を徹底し食品ロスの減少に努める ・まれに食品の廃棄が想定されるが、パッケージ包装されているため悪臭は発生しない
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合は、適切な措置を講じる
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する ・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組を阻害することのないよう調和を図る努力をする
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行う
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底し、防犯を図る ・自治会の防犯活動などへの適切な協力をする ・所轄警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う

(7) 関係行政機関との協議状況		
公安委員会		
中標津警察署 交通課企画規制係	令和4年1月26日 届出書案一式を提出し、概要を説明 中標津警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口及び交差点の見通しは確保すること ・営業時間外は、駐車場の出入口をチェーン等で閉鎖すること。
北海道警察本部 交通部交通規制課	令和4年2月10日 道警本部	届出書案一式を提出し、概要を説明 指摘事項なし
道路管理者		
中標津町建設管理課	令和4年1月26日 届出書案一式を提出し、概要を説明 出入口の位置、数について相談し、 後日（1月28日）問題無い旨確認	
地元市町村		
中標津町経済振興課	令和4年1月24日 届出書案一式を郵送 学校教育課、生活課にも内容確認し、指摘事項 なし（2月10日確認）	

4 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見なし
(2) 住民等の意見	意見なし

5 道(根室振興局連絡調整会議)の意見案

意見なし

別紙

(答申)

(仮称) サツドラ中標津町東 18 条店

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会では当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

中標津町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

審議案件に関する概要

令和4年9月20日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法附則第5条第1項〔変更〕
届出日	令和4年1月24日
担当部署	オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
株式会社北見メッセ 代表取締役 主藤 隆臣	北海道北見市中央三輪五丁目423番地5

2 届出事項

(1) 店舗名及び住所	スーパースポーツゼビオ北見店 北海道北見市東三輪4丁目12番地2
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社北見メッセ 代表取締役 主藤 隆臣 北海道北見市中央三輪五丁目423番地5
(3) 変更日	令和4年9月25日
(4) 店舗面積の合計	(変更前) 2,780㎡ (変更後) 2,998㎡
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数 (変更前) 290台 (変更後) 130台
	駐輪場の収容台数 (変更前) 8台 (変更後) 10台
	荷さばき施設の面積 (変更前) 54㎡ (変更後) 78㎡

	廃棄物保管施設の容量	(変更前) 12m ³ (変更後) 14m ³
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	(変更前) 午前10時から午後9時まで (年120日午後10時まで) (変更後) 午前10時から午後10時まで
	駐車場の利用時間帯	(変更前) 午前9時30分から午後9時30分まで (年120日午後10時30分まで) (変更後) 午前9時30分から午後10時30分まで
	駐車場の出入口数	(変更前) 出入口4箇所 (変更後) 出入口4箇所、出口1箇所
	荷さばき時間帯	午前6時から午後10時まで

3 審査事項

(1) 駐車場整備 等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数118台 ≤ 設置台数130台
	従業員駐車場等の整備	115台
	駐輪場の整備	10台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式 オペレーター無し
	搬入車両等の誘導	・計画的搬入により、一時的に搬入車両が集中しないよう配慮する。
	歩行者の安全対策	・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。
	交通整理員の配置	・繁忙時には交通整理員を駐車場出入口付近に配置し、適切な駐車場誘導を行う。
	除排雪による堆積方法	・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・駐車場外周部等に一時体雪するが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。

(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	規制基準値	予測結果	評価	
			1	55dB	53dB	○	
			2	55dB	54dB	○	
			3	55dB	46dB	○	
			4	55dB	43dB	○	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	規制基準値	予測結果	評価	
			1	45dB	27dB	○	
			2	45dB	25dB	○	
			3	45dB	25dB	○	
			4	45dB	22dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果		評価
					(敷地境界)	(住居壁際)	
	レベル最大値の予測結果	c1	来客車	40dB	40dB	40dB	△
		d1	ドア開閉音	40dB	40dB	-	○
荷さばき作業等の対策		<ul style="list-style-type: none"> 搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。 					
附帯設備・施設等の対策		<ul style="list-style-type: none"> 夜間に係る営業の際、午後10時以降は駐車場南側の部分と出口①をバリカーで閉鎖して使用せず、近隣住民に対する騒音の低減を図る。 					
青少年等の蜻集等の対策		<ul style="list-style-type: none"> 夜間は駐車場の定期巡回により、駐車場内の防犯を図る。 					
その他の対応方策		<ul style="list-style-type: none"> 万一、騒音が発生した際には迅速に適切な対応を図る。 					
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備		指針容量 13.047m ³ ≤ 設置容量 14.000m ³				
	保管場所の位置、構造等		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物保管施設は屋内に設置して、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。 				

	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別処理の徹底に努め、焼却・埋め立て処分量の削減に配慮する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ等の臭気の発生する廃棄物は発生しない。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害せず調和を図れるよう努める。 ・広告塔や駐車場の照明はライトの向きや光量を調整して照明が敷地外に漏れないよう配慮する。
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして防犯を図る。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会	
	北海道北見方面 北見警察署交通課	<p>令和3年12月9日</p> <p>届出書案を提出し計画概要を説明。</p> <p>現状と変化がないので特に問題はないと思われるとのこと。</p>
	地元市町村	
	北見市商工観光部	令和3年12月9日

	商業労政課	届出書案を提出し計画概要を説明。 関係各課に説明するように、とのこと。
	北見市市民環境部 環境保全課	令和3年12月9日 届出案を提出し計画概要を説明。 指摘事項なし。
	北見市市民環境部 廃棄物対策課	令和3年12月9日 届出案を提出し計画概要を説明。 指摘事項なし。
	道路管理者	
	北海道開発局 網走開発建設部 北見道路事務所総務課	令和3年12月10日 届出案を提出し計画概要を説明。 指摘事項なし。
	北見市都市建設部 道路管理課	令和3年12月10日 届出案を提出し計画概要を説明。 指摘事項なし。

4 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	令和4年4月22日付け意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

5 道（オホーツク総合振興局連絡調整会議）の意見

意見なし

別紙

(答申)

(答申 スーパースポーツゼビオ北見店)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

北見市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

審議案件に関する概要

令和4年9月20日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項〔変更〕
届出日	令和4年1月24日
担当部署	オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
網走交通株式会社 代表取締役 荒木 克久	北海道網走市新町二丁目3番1号

2 届出事項

(1) 店舗名及び住所	網走交通株式会社 三輪ビル 北海道北見市中央三輪6丁目445番地1
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	網走交通株式会社 代表取締役 荒木 克久 北海道網走市新町二丁目3番1号
(3) 変更日	令和4年9月25日
(4) 店舗面積の合計	(変更前) 2,641㎡ (変更後) 2,791㎡
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数 (変更前) 165台 (変更後) 110台
	駐輪場の収容台数 (変更前) 13台 (変更後) 18台
	荷さばき施設の面積 (変更前) 221㎡ (変更後) 245㎡

	廃棄物保管施設の容量	(変更前) 14m ³ (変更後) 17m ³
(6) 施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	① 株式会社北海道三喜 (変更前) 午前10時00分から午後7時30分まで (変更後) 午前 9時30分から午後7時30分まで ② 株式会社メガネトップ 午前10時00分から午後8時00分まで
	駐車場の利用時間帯	(変更前) 午前9時30分から午後8時00分まで (変更後) 午前8時30分から午後9時30分まで
	駐車場の出入口数	(変更前) 出入口4箇所 (変更後) 出入口3箇所
	荷さばき時間帯	(変更前) 午前6時から午後8時まで (変更後) 午前6時から午後10時まで

3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数108台 ≤ 設置台数110台
	従業員駐車場等の整備	(変更前) 16台 (変更後) 65台
	駐輪場の整備	(変更前) 13台 (変更後) 18台
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式 オペレーター無し
	搬入車両等の誘導	・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。
	歩行者の安全対策	・大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全と円滑な来客自動車誘導の確保を図る。
	交通整理員の配置	・繁忙時には状況に合わせて交通整理員を駐車場

		出入口周辺に配置し、適切な駐車場誘導を行う。			
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> • 原則10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 • 駐車場外周部等に一時的に堆雪するが、適時排雪を行い必要駐車台数の確保に努める。 			
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	規制基準値	予測結果	評価
		1	55dB	52dB	○
		2	55dB	50dB	○
		3	55dB	44dB	○
		4	55dB	42dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	夜間は騒音の発生がない。			
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	夜間は騒音の発生がない。			
	荷さばき作業等の対策	<ul style="list-style-type: none"> • 搬出入車両等の不要なアイドリングを防止することにより、騒音と排気ガスの削減に取り組む。 			
附帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> • 冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後10時以降及び午前6時以降には行わないよう努める。 				
青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> • 営業終了後に駐車場出入口をチェーンバリカーで閉鎖し、暴走車両等による騒音公害が起きないように配慮する。 				
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> • 万一騒音が発生した際には、迅速に対応・対策を行う。 			
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 12.147m ³ ≤ 設置容量 17.000m ³			

慮	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管施設は建物内部に設置または堅牢な金属物置を設置して、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別処理の徹底に努め、焼却・埋め立て処分量の削減に配慮する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ等の臭気を発生する廃棄物は発生しない。
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・当地域において街並みづくりが行われる場合、取り組みを阻害することのないよう調和を図る。 ・屋外広告物の設置に際しては法令等を遵守する。
(5) 防災対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等から災害時における避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。
(7) 関係行政機関との協議状況		
	公安委員会	

<p>北海道北見方面 北見警察署交通課</p>	<p>令和3年12月9日 届出書案を提出し、計画概要を説明。 北見警察署 比較的歩行者が多いので歩行者注意の警告表示を設けてほしい。 対応方針 歩行者注意の警告表示を加える。</p>
<p>北海道警察本部 交通部交通規制課</p>	<p>令和3年12月15日 届出案を提出し計画概要を説明 道警本部 国道出入口①については「右折ご遠慮ください」旨の案内をした方がよい。 対応方針 出入口①に「右折ご遠慮ください」旨の表示をする。</p>
<p>地元市町村</p>	
<p>北見市商工観光部 商業労政課</p>	<p>令和3年12月9日 届出書案を提出し計画概要を説明。 関係各課に説明するように、とのこと。</p>
<p>北見市市民環境部 環境課</p>	<p>令和3年12月22日 届出案を提出し計画概要を説明。 北見市 ① 近隣には住宅もあるので苦情等が発生した際には真摯に対応すること。 ② 夜間・早朝に行う除排雪による苦情が懸念されるので除排雪の時間には配慮すること。</p>

		<p>対応方針</p> <p>① 万一苦情が発生した際には迅速に対応し適切な対策を行う。</p> <p>② 深夜・早朝に除排雪を行わないよう努める。</p>
	北見市環境部 廃棄物対策課	<p>令和3年12月22日</p> <p>届出案を提出し計画概要を説明。</p> <p>指摘事項なし。</p>
	道路管理者	
	北海道開発局 網走開発建設部 北見道路事務所総務課	<p>令和3年12月10日</p> <p>届出書案を提出し計画概要を説明。</p> <p>既存出入口を利用するので工事等は発生しない旨を説明。</p> <p>指摘事項なし。</p>
	北見市都市建設部 道路管理課	<p>令和3年12月10日</p> <p>届出案を提出し計画概要を説明。</p> <p>出入口②は既存出入口を少し移動して利用する旨を説明。</p> <p>道路管理課</p> <p>利用しなくなる部分は原状回復すること。</p> <p>対応方針</p> <p>申請時に指導に従って施工する。</p>

4 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	令和4年4月22日付け意見なし
-----------	-----------------

(2) 住民等の意見	意見なし
------------	------

5 道（オホーツク総合振興局連絡調整会議）の意見

意見なし

別紙

(答申)

(答申 網走交通株式会社 三輪ビル)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、施設の配置について、駐車場西側の一方通行に対して安全確保の不足を懸念する意見が出された。これに対して設置者は、通路及び店舗壁面への一方通行の標示や出入口③を一般車両及び搬入車両共に出口専用に変更するなど一定の配慮がなされており、当該地点の住民からの意見や苦情の発生がないことから、「周辺地域における生活環境の保持に著しい支障を及ぼす恐れがある」とは言い切れない。

また、それ以外の事項については、適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

北見市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。

ただし、今後、地域住民などから、駐車場の運用については安全性の配慮を求められることも懸念されるため、十分に配慮した運営に努める必要がある。

以上の点を申し添える。